(別紙様式2-1 (実施要項第4条関係))

<案件名>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(素案)

区 分	内容
① 政策等の趣旨	社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。
② " 目的	市内部での個人番号の利用、特定個人情報の照会・提供により、市民が行う各種手続の際の添付書類の省略等を図り、市民の負担を軽減するとともに、行政事務の効率性、正確性の向上を図る。
③ 川 立案の経緯④ 立案する際に整理した 考え方及び論点	平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)が公布され、マイナンバー制度の導入が決定された。番号法では、地方公共団体内の同一執行機関での個人番号の利用、他の執行機関への特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の提供については、条例を制定することとなっている。 番号法において、個人番号を利用できる事務、照会・提供できる特定個人情報は社会保障分野、税分野、災害対策分野に限定されており、市内部での個人番号の利用、特定個人情報の照会・提供についても、番号法に則り対象事務、
② 理観子スための次判	特定個人情報の整理を行っている。
⑤ 理解するための資料ア 根拠法令イ 上位計画等の概要ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	番号法
エ その他、必要な資料	資料1 情報連携と条例の制定について 資料2 条例の構成
⑥ 意見提出の注意事項	
⑦取扱い等結果の公表予 定日	平成27年8月下旬

情報連携と条例の制定について

1.情報の連携

(1)情報連携は庁外を想定(平成29年7月開始予定)

番号法において、異なる機関で保有している特定個人情報を、照会・ 提供することができる。

情報連携できる特定個人情報は、主務省令に定められている

市 国の機関、市 県の機関、市 他市町村

例 市民税の減免に関する事務 … 生活保護に関する情報 生活保護の実施に関する事務 … 市民税に関する情報

(2) 庁内における情報連携には条例が必要

番号法第9条第2項の規定により、条例で定める事務は個人番号の利用が可能

番号法第19条第9号の規定により条例を定めれば、市長部局 教育委員会の情報連携が可能

2.庁内連携の種類

(1)条例案第4条第3項の規定

番号法において庁外との情報連携を想定しているものについて庁内 連携が可能(上記1の(1)の場合)

- (2)条例案第4条第2項の別表第2の規定
 - 前記(1)以外の情報を規定

例 市民税の賦課及び減免 ... 介護保険に関する情報

(3)条例案第5条第1項の別表第3の規定

市長部局と教員委員会の情報連携が可能(上記1の(2)の の場合)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例(案)の構成

条項	内容
第1条(趣旨)	番号法に基づく必要事項の定め
第2条(定義)	
	個人情報保護法等の規定に基づく
	個人情報 個人情報
	○ 個 人 情 報 ファイル
	個人情報の集合体
	│ ○ 個 人 番 号
	番号法に定める個人番号
	○ 特 定 個 人 情 報
	個人番号をその内容に含む個人情
	報
	○特定個人情報ファイル
	個人番号をその内容に含む個人時
	用法ファイル
第3条(市の責務)	特定個人情報の取扱い、個人番号を
	利用する施策の実施
第4条(個人番号の利用に	別表第2、別表第3に規定する特定
係る事務)	個人情報を扱う事務
第1項	
第4条第2項	市長部局内で利用する特定個人情報
別表第 1	(第4条第3項を除く)
第4条第3項	番号法別表第2に定める特定個人情
別 表 第 2	報を市長部局内、教育委員会内で利
	用することを可能とする
第4条第4項	添付書類省略を可能とする
第5条(特定個人情報の提	市長部局から教育委員会に特定個人
供)	情報を提供することを可能とする
第1項	
別 表 第 3	
第6条(規則への委任)	利用事務、特定個人情報の詳細を規
	則において定める
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例 (素案)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」 という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第 9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
 - (1)個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
 - (2)個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。
 - (3)個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (4) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の上欄に掲げる機関は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処

理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。

- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。
- 4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施

別表第1(第4条第1項関係)

W																		
機関事		務																
1 市長 市税	の賦	課行	數巾	スに	関	す	る	事	務	で	あ	つ	て	規	則	で	定	め
1 市長 るも	の																	
災害	対策	基	本 沿	片 (昭	和	3	6	年	法	律	第	2	2	3	号)	に
2 市長 よる	被災	者:	台帕	長の	作	成	に	関	す	る	事	務	で	あ	2	T	規	則
で定	める	£ (カ															
高齢																		
3 市長 者医	療 給	付(カオ	え給	又	は	保	険	料	\bigcirc	徴	収	に	関	す	る	事	務
であ			-															
国民																		に
4 市長 よる										料	\mathcal{O}	徴	収	に	関	す	る	事
務で																		
老人																		
5 市長 福祉	_				用	\mathcal{O}	徴	収	に	関	す	る	事	務	で	あ	つ	て
規則																		
6 市長 障害:					\mathcal{O}	提	供	に	関	す	る	事	務	で	あ	つ	て	規
則で							, .	f	, .									
精神																		
7 市長 精神			_				帳	\mathcal{O}	交	付	に	関	す	る	事	務	で	あ
って							£ .). I	A-1 -								,	
生活																		
8 市長 保護																		
護 (亡 :						_					金	0)	徴	収	に	関	す	る
事務											N/ I	1+	F. F.				`)
知的																		
9 市長 よる																		
					用	0)	徴	収	に	関	す	る	事	務	で	あ	つ	て
規則					Faka			۸.۸)	B B	1		N/ 1 .	/-)	,		17 -L-
特別																		
書児:																		-
10市長 金法																		弗
3 4																		BB
5.													当	(1)	文	紿	に	闰
する													^	<u>L1.</u>) ~		T:	1_
障害																		-
1 1 市長 るた																		
る目・																棄	(1)	夫
施に	関す	る -	事 孩	すで	め	つ	(規	則	(,	疋	Ø)	5	Ð	(/)			
12 市長 母子	及び	父-	子立	立び	に	寡	婦	福	祉	法	(昭	和	3	9	年	法	律

			第 1 2	9	号)	に	ょ	る	資	金	0)	貸	付	け	に	関	す	る	事	務	で
			あって	規	則 ~	で定	め	る	£	\mathcal{O}											
			公営住	宅	法し	こよ	る	公	営	住	宅	(同	法	第	2	条	第	2	号	に
1	3	市長	規定す	る	公言	営 住	宅	を	V	う	0	以	下	同	U	0)	\mathcal{O}	管	理	に
			関する	事	務 ~	であ	2	て	規	則	で	定	\emptyset	る	ŧ	\bigcirc					
			予防接	種	法	(昭	和	2	3	年	法	律	第	6	8	号)	に	ょ	る	予
1	4	市長	防接種	\mathcal{O}	実力	包、	給	付	\mathcal{O}	支	給	又	は	実	費	O	徴	収	に	関	す
			る事務	で	あ・	って	規	則	で	定	\emptyset	る	ŧ	\bigcirc							
			母子保	: 健	法	(昭	和	4	O	年	法	律	第	1	4	1	号)	に	ょ	ら
			保健指	導	、 🔻	折 生	児	\mathcal{O}	訪	問	指	導	`	健	康	診	査	`	妊	娠	\bigcirc
1	5	市長	届出、	母	子的	建 康	手	帳	\mathcal{O}	交	付	`	妊	産	婦	\bigcirc	訪	問	指	導	`
1	J	111 17	低体重	児	0)	1 出	`	未	熟	児	\bigcirc	訪	問	指	導	`	養	育	医	療	\bigcirc
			給付若	じ	< 1	ま養	育	医	療	に	要	す	る	費	用	\bigcirc	支	給	又	は	費
			用の徴	収	に	関す	る	事	務	で	あ	2	て	規	則	で	定	\emptyset	る	£	\mathcal{O}
			健康增	進	法	(平	成	1	4	年	法	律	第	1	O	3	号)	に	ょ	る
1	6	市長	健康增	進	事	巻 の	実	施	に	関	す	る	事	務	で	あ	9	て	規	則	で
			定める	b	\bigcirc																
1	7	教育	保育所	こに	おり	ナる	保	育	\mathcal{O}	実	施	若	L	<	は	措	置	又	は	費	用
委	員	会	の徴収	にに	関 ~	ナる	事	務	で	あ	つ	て	規	則	で	定	め	る	ŧ	\mathcal{O}	

別表第2(第4条第2項関係)

機	関	事務	特 定 個 人 情 報
1	市長	市収務則の関すっめの関あ定の関あままででの関あまままままままままままままままままままままままままままままま	市額事係に立下う付し(報の保証のはすとでは、しと市保就報い保実る所に、は、して、のはすとで、のはすとで、のはすとで、のでは、とので、のではずとで、のではずとで、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、で、のではずるが、は、で、のではずるが、は、で、のではないが、で、のではないが、で、のではないが、で、のではないが、で、のでは、ないのでは、いい
2	市長	本災成務則の を を を を を を を を を を を を を の る て る の る て る の る て る の る て る の る て る る て る る て る る て る る て る る る る	児童手当法による児童手当若しく は特例給付の支給に関する情報 (以下「児童手当関係情報」と関 う。)、高齢者の医療の確保に関 する法律による後期高齢者医療給 付の支給又は保険料の徴収に関 る情報(以下、高齢者医療保険給

		付関係情報という。)であって規 則で定めるもの
3 市長	高のる後療又徴事規も が確法期給は収務則の にに齢の険関あ定 のにに齢の険関あ定	市税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	国法給は収務則の民に付保にででという。というでは、ののでは、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののでは、ののののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、のののののののの	医療保険者の医療に関するとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
5 市長	老よ置徴事規の活の用すっめの用すっめの	市税関係情報、身体障害者福祉法による身体障害者福祉に関する法律及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう節害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	障害福祉サー に関するる 関かる 関かる はの でで	年金給付関係情報であって規則で 定めるもの
7 市長	精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法	年金給付関係情報であって規則で定めるもの

8 市長	律による精神 障害者保健福 祉手帳の交付に関する事務 でカースをあるもの 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴 市税関係情報、障害者関係情報で
	収に関する事 あって規則で定めるもの 務であって規 則で定めるも の
9 市長	生活保護法に よる就労自立 給付金の支給 市税関係情報であって規則で定め に関する事務 るもの であって規則 で定めるもの
10 市長	知的障害者福 社書るで支 活福でで支のでのであって規則で定めるものであって規則で定めるものであってあります。 取務で定めるものであって規則で定めるもののであって規則で定めるものであってあります。
11 市長	特別児童扶養 手当等であるに関連を を対しては、 のでによるもの のでによる。 のでによるもの のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでによる。 のでは、

	て規則で定めるもの	
12 市長	障生生にめ成第に援又支施務則の 者及を援法72る付地事関あ定 のび総す律年3自の域業すつめ 日社合る(法号立支生のるてる 常会的た平律)支給活実事規も	市税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	母並祉還除貸るてるというではまれて付事規をひいまれてはいる。の金関あ定びがまれてでででは、のの金関のにでででは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	市税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	に宅 は は る き る き り り の る で で で で で で で で で で で で で で で で で で	市税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	予よ給徴事規も 接給はにでで 接給はにでで でのるてる	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

16 市長	母よ導訪康の健付訪体出訪育若医費はにでで子る、問診届康、問重、問医し療用費関あ定保保新指査出手妊指児未指療くにの用すっめ健健生導、、帳産導の熟導のは要支のるてる法指児、妊母の婦、届児、給養す給徴事規もに の健娠子交の低 の養付育る又収務則の	母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	健よ事関あ定に進にででの	医療保険給付関係情報、市税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特報	定	個	人	情
1 教育委 員会	保育の実は者のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	市長	市税 護関 則で	係情	報で	あっ	